

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝倉市は、母子保健に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県朝倉市長

公表日

令和6年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進に関する事務を行っている。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届の受理及び母子(親子)健康手帳の交付 ・妊婦健康診査補助券の発行及び妊婦健康診査の結果管理 ・妊産婦への健康教育等の案内通知及び訪問 ・出生届による新生児訪問(低体重児出生届及び未熟児等訪問指導に関する事務を含む) ・4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査の案内通知・実施及び結果管理 ・養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給若しくは費用の徴収に関する事務 ・母子健康包括支援センター(子育て相談センター)の事業の実施に関する事務 <p>番号法別表第2に基づいて、母子保健に関する事務に関して、各情報保有機関と中間サーバーや情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康管理システム 2. エクセルファイル 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 母子保健ファイル (2) 赤ちゃん訪問ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第1の49の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第2 <p>(別表第2における情報照会の根拠) : 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項) : 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項)</p> <p>(別表第2省令における情報照会の根拠) : 第38条の3及び第39条</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) : 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26の項及び87の項) : 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届け出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) : 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項)</p> <p>(別表第2省令における情報提供の根拠) : 第19条、第30条、第38条の3及び第44条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康課、保健福祉部子ども未来課、保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	健康課長、子ども未来課長、保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号838-0068 保健福祉部健康課健康増進係 住所：福岡県朝倉市甘木198-1 電話：0946-22-8571 ファクス：0946-23-0732 E-mail：kenkou-zousin@city.asakura.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号838-0068 保健福祉部健康課健康増進係 住所：福岡県朝倉市甘木198-1 電話：0946-22-8571 ファクス：0946-23-0732 E-mail：kenkou-zousin@city.asakura.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 古川淳子、子ども未来課長 田中一孝、保険年金課長 松尾俊孝	健康課長 本田聡子、子ども未来課長 時津美穂、保険年金課長 松尾俊孝	事後	
平成29年9月4日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 本田聡子、子ども未来課長 時津美穂、保険年金課長 松尾俊孝	健康課長 高木昌己、子ども未来課長 時津美穂、保険年金課長 安丸千奈美	事後	
平成29年9月4日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	電話:0946-22-8571 ファクス:0946-23-0732 E-mail:kenkou@city.asakura.lg.jp	電話:0946-22-1111 ファクス:0946-23-0732 E-mail:kenkou-zousin@city.asakura.lg.jp	事後	
平成29年9月4日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関するお問合せ 連絡先	電話:0946-22-8571 ファクス:0946-23-0732 E-mail:kenkou@city.asakura.lg.jp	電話:0946-22-1111 ファクス:0946-23-0732 E-mail:kenkou-zousin@city.asakura.lg.jp	事後	
平成30年6月29日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康課長 高木昌己、子ども未来課長 時津美穂、保険年金課長 安丸千奈美	健康課長、子ども未来課長、保険年金課長	事後	
平成30年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付 ・4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査の案内通知及び実施、結果管理 ・養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付 ・4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査の案内通知・実施及び結果管理 ・養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給若しくは費用の徴収に関する事務 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第一 別表第二 第一欄 第二欄 第三欄 第四欄 ※法令の数字表記全角	別表第一 別表第二 第一欄 第二欄 第三欄 第四欄 ※法令の数字表記を半角英数字に変更	事後	
平成30年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、「別表第二省令」という。)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号、以下「別表第二省令」という。)	事後	
平成30年6月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	郵便番号838-0068 保健福祉部健康課健康増進係 住所:福岡県朝倉市甘木198-1 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-23-0732 E-mail: kenkou-zousin@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-0068 保健福祉部健康課健康増進係 住所:福岡県朝倉市甘木198-1 電話:0946-22-8571 ファクス:0946-23-0732 E-mail: kenkou-zousin@city.asakura.lg.jp	事後	
平成30年6月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号838-0068 保健福祉部健康課健康増進係 住所:福岡県朝倉市甘木198-1 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-23-0732 E-mail: kenkou-zousin@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-0068 保健福祉部健康課健康増進係 住所:福岡県朝倉市甘木198-1 電話:0946-22-8571 ファクス:0946-23-0732 E-mail: kenkou-zousin@city.asakura.lg.jp	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	記載なし	追記	事後	新様式による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>(前半省略)</p> <p>・養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給若しくは費用の徴収に関する事務</p> <p>番号法別表第2に基づいて、母子保健に関する事務に関して、各情報保有機関と中間サーバーや情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>(前半省略)</p> <p>・養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給若しくは費用の徴収に関する事務</p> <p>・母子健康包括支援センター(子育て相談センター)の事業の実施に関する事務</p> <p>番号法別表第2に基づいて、母子保健に関する事務に関して、各情報保有機関と中間サーバーや情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事前	
令和2年4月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	<p>ここまでの文章を省略 (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項)</p> <p>(別表第2省令における情報照会の根拠) :第39条</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26の項及び87の項) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届け出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) 以下略</p> <p>(別表第2省令における情報提供の根拠) :第19条、第30条及び第44条</p>	<p>ここまでの文章を省略 (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項)</p> <p>(別表第2省令における情報照会の根拠) :第38の3条、第39条</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26の項及び87の項) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届け出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項) 以下略</p> <p>(別表第2省令における情報提供の根拠) :第19条、第30条、第38の3条及び第44条</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる連携 ② 法令上の根拠	～上部省略～ (別表第2省令における情報照会の根拠) :第38の3条及び第39条 ～途中省略～ (別表第2省令における情報提供の根拠) :第19条、第30条、第38の3条及び第44条	～上部省略～ (別表第2省令における情報照会の根拠) :第38条の3及び第39条 ～途中省略～ (別表第2省令における情報提供の根拠) :第19条、第30条、第38条の3及び第44条	事後	
令和3年11月9日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2	・番号法第19条第8号及び別表第2	事後	デジタル手続法公布(令和3年5月19日)による号ズレ
令和4年12月12日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号、以下「別表第2省令」という。) (別表第2における情報照会の根拠) ～以下略～	・番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) ～以下略～	事後	